

## 令和2年度 第3回静岡県環境審議会温泉部会

1 日 時 令和3年2月15日(月) 午後1時30分から2時30分まで

2 場 所 県庁本館4階議会第7委員会室(静岡市葵区追手町9-6)

### 3 出席者

(1) 委 員 10人

四本委員(部会長)、木村委員、稲葉委員、定居委員、佐藤委員、  
杉山委員、鈴木委員、益子委員、望月委員、山本委員

(2) 事務局 7人

田中生活衛生局長、漆畑衛生課長、太田衛生課技監、  
井手生活衛生班長、白鳥専門主査  
熱海保健所、中部保健所

### 4 審議の結果

土地掘削許可申請について、事務局が第1号議案から第3号議案について個別に説明し、委員により地域の現況について補足説明が行われ、異議なく個別承認された。

次に、動力装置許可申請について、事務局が第4号議案から第8号議案まで一括説明の後、委員により地域の現状について補足説明が行われ、異議なく一括承認された。

### 5 会議録

**【漆畑衛生課長】** 本日はすべての委員の御出席をいただいておりますので、審議会条例第6条第2項の規定により、本温泉部会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、以降の議事進行につきましては議長にお願いしたいと思います。四本議長、よろしくお願いたします。

【四本部会長】 それではみなさん、改めましてこんにちは。足下の悪い中、お集まりをいただきまして、ありがとうございます。それではこれより審議に入ります。本日の審議案件は、知事から意見を求められております、第1号議案から第3号議案の、温泉法に基づく掘削許可申請が3件、第4号議案から第8号議案の動力装置許可申請が5件の、合計8件でございます。審議はお手元に配付しました議案書の順に進めてまいります。

それではまず第1号議案の掘削許可申請です。事務局の説明を求めます。

【白鳥衛生課専門主査】 事務局の白鳥と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。第1号議案の掘削について御説明します。議案書の4ページをお開きください。

申請者は熱海市中央町の熱海市です。掘削場所は熱海市西山町で、準保護地域です。具体的な位置については、議案書の5ページから7ページを御覧ください。JR熱海駅から北西へ約970メートルの所です。

4ページを御覧ください。掘削地は申請者の所有地です。

申請の目的ですが、替掘の掘削を行い、市営温泉加入者の浴槽に給湯するものです。

掘削の内容ですが、議案書の8ページの孔柱図を御覧ください。掘削深度は600メートル、最終口径は75ミリメートルとなります。

議案書の4ページを御覧ください。掘削地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり、200メートル以内に利用源泉は1本あり、源泉管理者の同意が取れています。

熱海市からの意見につきましては、熱海市景観条例、宅地造成工事規制法、および土砂法特別警戒区域に関連する場合は手続きが必要であるとのことでした。

地元との調整についてですが、地元の熱海温泉組合から異議のない旨の意見書が提出されております。

可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第1条の2、各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しております。なお、ここの部分につきましては、静岡県では可燃性天然ガスの噴出の恐れがあると認められる地域として、田子の浦港、田子浦港富士インター線、有料道路西富士道路、および一般国道139号を結んだ以西の地域を告示しております。本申請地区は、可燃性天然ガスの噴出の恐れがあると認められる地域ではないため、敷地境界からの離隔距離は3メートルを採用しております。

この議案1から、次の議案2、および議案3については、すべて3メートル以上であるため、温泉法第4条2号の掘削時における可燃性天然ガスの安全対策の基準に適合するこ

とを確認済みという内容になります。

事務局としましては、議案書3ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしく申し上げます。

【四本部会長】 ただいま、事務局からの議案の説明がありました。委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。御意見ありますでしょうか。特にないですか。他に御意見もないようですので、採決に移らせていただきます。

第1号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【四本部会長】 ありがとうございます。異議もございませんので、そのように決定いたします。

次は第2号議案の掘削許可申請です。事務局の説明を求めます。

【白鳥衛生課専門主査】 第2号議案の掘削について、御説明いたします。議案書の9ページを御覧ください。

申請者は熱海市網代の有限会社みずの観光です。掘削場所は熱海市網代で、準保護地域です。具体的な位置については、議案書の10ページから12ページを御覧ください。JR網代駅から東南東へ約1キロメートルの所です。

9ページを御覧ください。掘削地は申請者の所有地です。申請の目的ですが、替掘の掘削を行い、旅館に給湯するものです。掘削の内容ですが、議案書13ページの孔柱図を御覧ください。掘削深度は1,000メートル、最終口径は100Aとなります。

議案書9ページを御覧ください。掘削地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり、200メートル以内に利用源泉はありません。

熱海市からの意見につきましては、熱海市景観条例、熱海市風致地区条例、宅地造成工事規制法、および森林法に関連する場合は手続きが必要であるとのことでした。

地元との調整についてですが、地元の熱海温泉組合から異議のない旨の意見書が提出されています。

可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第1条の2、各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しております。

事務局としましては、議案書3ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないも

のと考えます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしく申し上げます。

【四本部会長】 ただいま事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆さんの御意見を伺います。

【益子委員】 ちょっと確認だけよろしいですか。

【四本部会長】 はい、益子委員。

【益子委員】 この場所、グーグルマップで見てみたんですけど、周辺何もなかったんですが、今現在は、グーグルマップのほうが古いのかもしれないんだけど、そういう施設がおりなんですか、この掘削地場所の近くには。

【四本部会長】 では事務局。

【鈴木】 熱海保健所の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。12ページの熱海13号線替掘申請地、詳細見取り図という図面がございます。この図面のとおりでございまして、申請箇所2.63メートル離れたところに、既存源泉がございます。そしてその奥、すいません、この図面で言いますと、図面の下側、写真1、写真2と書いてある、9,100センチメートルと書いてある、こちらのほうが公道になります。そちらから見て、熱海13号と書いてあるのが、真ん中ぐらいにございますが、その奥のほうに貯湯タンクというのが2つございます。その周りに電気室がございます。この図のとおりとなっております。

こちらにつきましては、敷地の中に特に木などは生えていないという状態です。

【益子委員】 利用施設は。

【鈴木】 利用施設ですか、失礼いたしました。利用施設につきましては、その1ページ前、11ページを御覧ください。申請地という黒丸がちょうど地図の中央にございます。右下のほうにいきまして、右下のほうに100メートルというスケールがございます。このスケールの左上2センチぐらいの所に、この源泉の利用施設がございます。

【益子委員】 分かりました。そこまでパイプラインで送っているという状態ですか。

【鈴木】 そのとおりです。

【益子委員】 現状そういう状態にしていると。

【鈴木】 はい。

【益子委員】 はい、分かりました。ありがとうございます。

【四本部会長】 よろしいですか。

【益子委員】 はい、結構です。

【四本部会長】 ほかに御意見どうでしょうか。よろしいですか。じゃあ、ほかに御意見もないようですので、採決に移らせていただきます。

第2号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨を意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【四本部会長】 ありがとうございます。異議もございませんので、そのように決定いたします。

次は第3号議案の掘削許可申請です。事務局の説明を求めます。

【白鳥衛生課専門主査】 はい、第3号議案の掘削について御説明します。議案書の14ページをお開きください。

申請者は、袋井市国本の株式会社マックスジャパンです。掘削場所は、伊東市吉田で準保護地域です。具体的な位置については、議案書の15ページから17ページを御覧ください。伊豆急行線川奈駅から南西へ約1.4キロメートルの所になります。

申請理由ですが、申請者が建設予定の宿泊施設へ給湯するものです。

掘削の内容ですが、議案書18ページの孔柱図を御覧ください。掘削深度は1,200メートル、最終口径は100Aとなります。

議案書14ページを御覧ください。掘削地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり、200メートル以内に利用源泉はありません。

伊東市からの意見につきましては、自然公園法に関連する場合は、手続きが必要であるとのことでした。

地元との調整についてですが、地元の一般社団法人伊東温泉協会から、異議のない旨の意見書が提出されています。

可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第1条の2、各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しています。

事務局としましては、議案書3ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほど、よろしく申し上げます。

【四本部会長】 ただいま事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆さんの御意見をお願いいたします。いかがでございましょうか。特によろしいですか。ほかに御意見

もないようですので、採決に移らせていただきます。

申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【四本部会長】 ありがとうございます。異議もございませんので、そのように決定いたします。

続いて、動力装置許可申請の審議に移ります。

動力装置許可申請については、第4号議案から第8号議案までの5件について、一括して審議します。事務局の説明を求めます。はい、事務局。

【白鳥衛生課専門主査】 動力装置許可申請について、第4号議案から第8号議案まで一括して御説明します。

議案書の19ページを御覧ください。申請者は東京都豊島区の株式会社スタディです。

掘削場所は熱海市銀座町で保護地域です。具体的な位置については、議案書の21ページから22ページを御覧ください。JR熱海駅から南西へ約815メートルの所です。

議案書の19ページにお戻りください。

申請理由ですが、既存動力の故障のため、新たな動力を設置するものです。

利用の目的ですが、既存旅館の浴槽に給湯するものです。

申請内容ですが、議案書19ページを御覧ください。5.5キロワットのエアリフトポンプのエア管を192メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。

議案書20ページを御覧ください。申請地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり、200メートル以内に利用源泉が19本あり、源泉管理者の同意が取れています。

地元との調整についてですが、地元の熱海温泉組合から異議ない旨の意見書が提出されています。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続いて第5号議案です。議案書の24ページを御覧ください。

申請者は熱海市中央町の熱海市です。

掘削場所は熱海市西山町で保護地域です。具体的な位置については、議案書の25ページから26ページを御覧ください。JR来宮駅から北東へ約375メートルの所です。

議案書の24ページにお戻りください。

申請理由ですが、掘削後の温泉に動力を設置するものです。

利用の目的ですが、市営温泉加入者の浴槽へ給湯するものです。

申請内容ですが、議案書の24ページを御覧ください。7.5キロワットのエアリフトポンプのエア管を276メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。

議案書24ページを御覧ください。申請地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり、200メートル以内に利用源泉は3本あり、源泉管理者の同意が取れています。

地元との調整についてですが、地元の熱海温泉組合から異議ない旨の意見書が提出されています。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続いて第6号議案です。議案書の28ページを御覧ください。

申請者は熱海市中央町で熱海市です。

掘削場所は熱海市西山町で保護地域です。具体的な位置については、議案書の29ページから30ページを御覧ください。JR来宮駅から北東へ約390メートルの所です。

議案書の28ページにお戻りください。

申請理由ですが、掘削後の温泉に動力を設置するものです。

利用の目的ですが、市営温泉加入者の浴槽へ給湯するものです。

申請内容ですが、議案書28ページを御覧ください。7.5キロワットのエアリフトポンプのエア管を336メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。

議案書28ページを御覧ください。申請地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり、200メートル以内に利用源泉は3本あり、源泉管理者の同意が取れています。

地元との調整についてですが、地元の熱海温泉組合から異議ない旨の意見書が提出されています。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続いて第7号議案です。議案書の32ページを御覧ください。

申請者は熱海市中央町の熱海市です。

掘削場所は熱海市下多賀で保護地域です。具体的な位置については、議案書の33ページから34ページを御覧ください。JR網代駅から東へ約120メートルの所です。

議案書の32ページにお戻りください。

申請理由ですが、掘削後の温泉に動力を設置するものです。

利用の目的ですが、市営温泉加入者の浴槽へ給湯するものです。

申請内容ですが、議案書の32ページを御覧ください。5.5キロワットの水中ポンプを地表下100メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。

議案書32ページを御覧ください。申請地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり、200メートル以内に利用源泉は2本あり、源泉管理者の同意が取れています。

地元との調整についてですが、地元の熱海温泉組合から異議ない旨の意見書が提出されています。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続いて第8号議案です。議案書の36ページを御覧ください。

申請者は焼津市塩津の東海ガス株式会社です。

掘削場所は焼津市中港で一般地域です。具体的な位置については、議案書の37ページから38ページを御覧ください。JR焼津駅から東北東へ約500メートルの所です。

議案書の36ページにお戻りください。

申請理由ですが、掘削後の温泉に動力を設置するものです。

利用の目的ですが、焼津市内の温浴施設へ供給するものです。

申請内容ですが、議案書の36ページを御覧ください。15キロワットのエアリフトポンプを設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。

議案書36ページを御覧ください。申請地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり、200メートル以内に利用源泉はありません。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

**【四本部会長】** はい、どうもありがとうございました。ただいま事務局から議案の説明がありましたが、委員の皆さんの御意見をお願いをいたします。

**【益子委員】** はい、じゃあ、すいません。

**【四本部会長】** 益子委員。

**【益子委員】** 4号から7号につきましては、基本的には動力の変更といっても、例えば4号ですけれども、動力変更と書いてありますけれども、基本的には動力の大きさも変

わりませんし、エアリフトという形に変わりませんし、それからエア管、揚湯管の深さもほとんど変わってないと。ただ違うのは、ポンプ使用となっておりますけれども、コンプレッサーですね。型式と言いましょか、横型単筒が縦型複筒になったと。これ、基本的にはかつてのコンプレッサーがもうほとんど今製作されておりませんので、こういう縦型の形になるということなんで、基本的には全く問題ないかなと思います。

それから5号、6号、熱海市さんの、かなり温度の高い温泉の、やっぱり替掘したあとの動力装置ですけども、これも旧来のものとほとんど変わっておりません。ただ、横型単筒というのが縦型複筒になったということで、エア管の長さも揚湯管の長さも変わっておりませんので、全く問題ないかなと思います。

それと7号はエアリフトから水中ポンプに変わるという状況ですけども、基本的にはエアリフト、伊豆半島は特にエアリフトが多いところなんですけれども、効率等を考えても水中ポンプのほうがはるかにいいし、それからいろんな管理もしやすいということで、全くこれも問題ないかなと思っています。

ですんで、4号から7号については、事務局どおり許可していいかなと思っております。

問題というほどではないんですけども、8号については、ちょっといくつか確認したいことがございます。

まず一つは、ガスリフトというふうに書かれているんですけども、これは通常の伊豆半島で使われているようなエアリフト、いわゆる空気を源泉抗内に入れ込む形のものと考えていいのでしょうか。それとも全く別に、ガスを送るものなんでしょうか。その辺、ちょっと、幾つかお聞きしますけれども、まず一つそのところです。

**【四本部会長】**      じゃあ、事務局どうですか。

**【白鳥衛生課専門主査】**      8号議案につきましては、エアリフトのエアに相当する気体として、温泉井戸から分離したガスを温泉井戸に戻すということで、ガスリフトという名称になっております。

**【益子委員】**      はい、分かりました。

**【四本部会長】**      はい、どうぞ。

**【益子委員】**      一般的なガスリフトというと、こういう考え方もガスリフトという形で、僕も聞いたことはあるんですが実際には見たことありません。出てくるガスそのものを利用して、源泉内に入れると。そのいいところというと、温泉の酸化がほとんど起きませんし、それからスケルの摘出も抑制するというので、いい方法だとは思いますが、

僕らはもう、一般的にガスリフトっていうと、ガスの発泡で自然に自噴するというケースがガスリフトっていうことで結構使っているものですから、どちらのかなと思ったんです。

ただ、ガスはあるにはあるわけですね。可燃性天然、メタンガス。

【白鳥衛生課専門主査】 はい、可燃性天然ガスとなっております。

【益子委員】 メタンガスもそうなんですけれども、連続的にガスの発泡が起こりますと、動力を使わなくても自噴でガスリフトっていうか、上がってくるケースがあるんですけど、これはどちらでしょうか。

【四本部会長】 事務局、どなたか。

【白鳥衛生課専門主査】 申請者のほうからは、動力を使わなくても汲み上げることができるので、先生のおっしゃるとおり、温泉に溶けているガスのほうで自噴のように出てくるタイプと思われれます。

【四本部会長】 はい、どうぞ。

【益子委員】 ただ、量的にかなり、●●リットルぐらいの量を考えてらっしゃるようなんです、場合によると、そのガスによる自噴量だけでは足りないということで、いわゆるガスリフトを継続して、連続してかけるのかなと思うんです。そのへんは確認されているでしょうか。

【四本部会長】 はい、事務局。

【白鳥衛生課専門主査】 基本的には、動力を使って揚湯するのではなく、ほとんどは自噴の力によって揚湯するタイプだと聞いております。

【益子委員】 あ、分かりました。じゃあ、あの……。

【四本部会長】 はい、どうぞ。

【益子委員】 この手のやつっていうのは、自噴を抑えるときには水を入れれば抑えられるんですけども、また再自噴させるときに、エアリフトで、まあガスリフトですね。それでもって、お湯を最初にあげてあげると、連続して自噴するというかたちだろうと思うんです。

それにしては、ちょっと量が多いなという感じを、私、受けまして、●●リットルっていうのは、これ、揚湯量じゃなくて自噴量だとすると、かなりの量になりますので、できれば、これそのものがいけないということでは決してなくて、許可相当だと思いますけれども、なるべく抑えるかたちでの利用をちょっとお願いしたいなど。

と言いますのは、特に自噴のケースというのは、最初の自噴量に比べると、5年、10

年経つと半分ぐらいになってしまうケース、すごく多いんですよ。最初にいっぱい出た量で温泉の利用計画を作ってしまうと、自噴量が減ってきて、結局温泉利用量が間に合わなくなってくる。そこで温泉利用量を減らせばいいんだけど、減らさないんですね、こういう人たちって。何をするかというと、水中ポンプに変更させてくれとかね。増掘させてくれとか、もう1本掘らせてくれ。要するに、温泉利用施設の器に合わせる形で温泉を掘ろうとするんで、これ本末転倒なんで、それがいいようなかたちでの温泉利用を計画してほしいと。これはあくまで、付帯意見と言いましょか、温泉部会のある委員がそういう意見を言っていたということで結構なので、ちょっとお伝えしてほしいなと思います。なるべく抑えるかたちのほうが永続的には、例えば●●なら●●とか●●リットルというのがずっと使えると思います。いきなり●●リットル、●●リットル使うと、多分減ってきたときに、何らかの措置をしなければいけなくなる。そういう可能性が高いと思いますので、なるべく抑えておきたい。

それともう1点。出てくるガスは、一応ガスリフトという形で循環させるんでしょうか。それとも、何らかの形、これ、ガス屋さんなんで、メタンガスだとすると、何か使う当てがあるのかなと。その辺はどうなんでしょう。これは別に、許可がどうのこうのにはございませんが。

【四本部会長】 はい、事務局。

【白鳥衛生課専門主査】 申請者のほうからは、益子先生のおっしゃるとおり、一部は温泉を汲み上げるためのガスとして利用し、残りはおっしゃるとおりガス会社のものから、今後その利用方法を検討していくというようなかたちで回答いただいております。

【四本部会長】 はい、益子委員。

【益子委員】 はい、分かりました。そうすると、ガス量を確保するために、なるべく多くのお湯、欲しいんですよ。そういう変な話になってくるので、これまた先ほどと同じです。無理な揚湯は決してしないようにしてください。それだけ委員として申し上げたいということです。申請そのものに対しては、文句ございません。

【四本部会長】 はい。先ほど、その量が多いというのは、何かコメントありますか、事務局。

【漆畑衛生課長】 これ、黒潮温泉って、焼津の黒潮温泉って、一度ポンプが調子悪くなってって、その既存のところも湯量としては●●、●●っていうようなところで、そのすぐ近くですんで。海にも近い所でございますので、これが自噴量として、うちもだから、

決められた7割ということで、そこに抑えるように。ただ、自噴で出てくる分は仕方ないということで認めたところでございます。

【益子委員】 温泉の排水はどう考えているんですか。公共水域ですか、それとも……。

【漆畑衛生課長】 今のところ、すぐ漁港に近いもんですから。

【益子委員】 あ、海。

【漆畑衛生課長】 そう、海にということで了解を得てしている。今後は、他にも使うと、ほかに回せるようなものを考えているふうに伺っております。

【益子委員】 はい、分かりました。多分、そういったところに流せるが故に、たくさん使えるんですね。下水道に流そうとすると、そこまで絶対使えない。分かりました。

【四本部会長】 他に意見は、いかがでございましょうか。よろしいでございましょうか。それでは採決に移らせていただきます。事務局から説明のあった第4号議案から第8号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【四本部会長】 ありがとうございます。異議もございませんので、そのように決定いたします。それでは以上をもちまして、諮問事項の審議はすべて終了しました。御協力ありがとうございました。県におきましては、本日各委員から出された御意見を今後の温泉行政に反映していただくようお願いをいたします。これからあとの進行については、事務局にお返しします。

【漆畑衛生課長】 どうもありがとうございました。

それでは、本日が本年度最後の温泉部会ということになりますので、生活衛生局長田中より、委員の皆さま方にご挨拶を申し上げます。よろしく願いいたします。

【田中衛生局長】 <挨拶>

【漆畑衛生課長】 それでは、以上をもちまして令和2年度第3回静岡県環境審議会温泉部会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —